

2月 定例会

平成十二年二月定例会は、二月十六日に開会し、三月二十四日までの十八日間にわたって審議を行いました。今定例会では、四名の議員が一般質問を行ったほか、市長から提出された平成十二年度一般会計予算及び下水道事業特別会計予算など九特別会計予算議案、平成十一年度一般会計補正予算や介護保険条例を制定するための議案など四十九議案を可決したほか、教育委員会委員の選任に同意しました。

また、議員から提出された市議会会議規則改正議案一件と決議案一件を可決しました。このほか、陳情三件を採択、一件を不採択としました。

なお、三月一日に議会全員協議会を開催し、ごみ処理広域化実現可能性調査結果などの報告を受けました。

平成12年度予算を可決 一般会計は前年度比2.2%の減

三月二日の本会議において市長から平成十二年度の施政方針の説明が行われ、あわせて予算とこれに関連する議案が提出されました。提案された平成十二年度予算規模は、一般会計は五百十五億八千六百二十万円（前年度対比二・二%減）で新設された介護保険事業特別会計など九特別会計を加えた総額は、一千三千九億三千三百六十万円（前年度対比五・二%増）でした。

【予算等審査特別委員会を設置】
議会では、三月七日と八日の本会議において、新年度の予算等に対する各会派の代表質問を行った後、議員十一名で構成する予算等審査特別委員会（以下、委員会。委員長＝伊東正博議員）を設置しました。

担当部課への質疑を三月十三日から十六日まで行った後、十七日からは、市長・教育長に出席を求め、土地開発公社による用地取得、行財政改革の推進、介護保険制度の導入、ごみ処理事業、緑地保全など三十二項目にわたり質疑を行い、理事者の見解をただしました。

【委員会は一一般会計予算を否決】
三月二十二日に開かれた委員会では、三月十六日の本会議において、市長から提出された平成十二年度一般会計予算（一般会計は前年度比二・二%減）を否決しました。

介護保険条例の制定など 一まずは円滑な制度導入を

平成十二年四月一日からの介護保険制度の開始に伴い、今定例会に市長から新たな条例制定などの議案が提出されました。

議会では審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

議案の主な内容などは、次のとおりです。

◇介護保険条例の制定
介護保険法等に規定のあるもののほか、第一号被保険者の保険料の額や徴収の方法等介護保険制度運用について必要な事項を定めるものです。

議会では、公平かつ公正な要介護認定、サービス提供量及び人材の確保など制度の根幹にかかわる課題はもとより、本市独自のサービス事業、低所得者対策や国への財源措置の要請など課題が山積しているものの、市当局が前向きな取り組みの姿勢を示していることや、円滑な制度の導入を図る必要があることから妥当としたものです。

◇円滑導入基金条例などの制定
国から交付される介護円滑導入臨時特別交付金を対象事業の財源に充てるための基金や介護保険料の剰余金を年度を超え管理し、三年間の中期財政運営の財源に充てるための基金を設置するものです。

◇国民健康保険条例の一部改正
国民健康保険に加入する第二号被保険者から介護分保険料を従来の医療保険分保険料と一括して賦課徴収する規定の整備などを行うものです。

《主な内容》

- 議決した議案……………1面
- 新年度予算の概要……………2面
- 各会派の評価と見解 2・3・4面
- 一般質問・決議・陳情・全協……………5面
- 議決した議案……………6面

会では、老人福祉センター（教養センターを除く三センター）の管理を社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会）に委託しようとする内容の「鎌倉市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例」の一部改正の議案に関して、社会福祉協議会へ委託する意義と効果や利用者による自主運営の可能性などについて、理事者への質疑が集中しました。

質疑終了後、市長から理事者側においてさらに検討・整理を要する点が認められるので当該議案を撤回したい旨の申し出があり、委員会はこれを承認しました。その後、各委員からの予算議案等に対する意見が述べられ、採決に入りました。その結果、一般会計予算は可決同数となり、委員長裁決により否決、下水道事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計予算は多数の賛成により可決、その他七特別会計予算及び条例関係議案については、総員の賛成により可決すべきものとし、審査をすべて終了しました。

【本会議では一般会計予算を可決】
三月二十四日の本会議において、冒頭「鎌倉市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例」の一部改正議案の撤回について承認した後、委員会における審査結果が委員長から報告された。

川喜多記念館建設に向けて

基金設置条例を可決

今定例会に市長から「鎌倉市川喜多記念館建設等基金条例」を制定するための議案が提出されました。

我が国の映画及び映画文化の振興に多大な貢献をされた川喜多長政、かしこご夫妻の映画資料館の建設の遺志を尊重し、平成六年三月にご遺族がご夫妻の住まわれた土地と建物を鎌倉市に寄贈しました。

旧川喜多邸の整備については、第三次鎌倉市総合計画前期実施計画に位置づけられるとともに、平成八年に（仮称）川喜多記念館基本構想が、平成十年には基本計画が策定されるなど順調に進行してきましたが、その後、本市の厳しい財政事情により、後期実施計画に先送りされました。このような中、議会では昨年の十二月定例会の一般質問で、側においてさらに検討・整理を要する点が認められるので当該議案を撤回したい旨の申し出があり、委員会はこれを承認しました。その後、各委員からの予算議案等に対する意見が述べられ、採決に入りました。その結果、一般会計予算は可決同数となり、委員長裁決により否決、下水道事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計予算は多数の賛成により可決、その他七特別会計予算及び条例関係議案については、総員の賛成により可決すべきものとし、審査をすべて終了しました。

側においてさらに検討・整理を要する点が認められるので当該議案を撤回したい旨の申し出があり、委員会はこれを承認しました。その後、各委員からの予算議案等に対する意見が述べられ、採決に入りました。その結果、一般会計予算は可決同数となり、委員長裁決により否決、下水道事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計予算は多数の賛成により可決、その他七特別会計予算及び条例関係議案については、総員の賛成により可決すべきものとし、審査をすべて終了しました。

【本会議では一般会計予算を可決】
三月二十四日の本会議において、冒頭「鎌倉市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例」の一部改正議案の撤回について承認した後、委員会における審査結果が委員長から報告された。

今定例会に市長から「鎌倉市建築紛争の予防・調整条例の制定」を可決しました。

近年、本市においてマンション建設や宅地開発等の増加に伴い、地域住民と事業者の間で住環境に及ぼす影響等に関するトラブルが増加しています。

本条例の趣旨は、事業者等が建築等の計画の策定等に当たり、あらかじめ配慮すべき事項等を定め、一定規模以上の建築等について計画内容の周知を徹底させることにより紛争発生を未然に防止することを目的とし、紛争が生じた場合における地域住民と事業者による自主的な解決と裁判などの司法的手段との中間に位置する中立的・第三者的立場であつせん及び調停を行う紛争調整機関を設置しようとするもので、良好な近隣関係の保持を図り、安全で快適な住環境の保全及び形成に寄与しようとするものです。なお、平成十二年十月一日から施行しようとするものです。

議会では、本制定条例がこれまで幾度となくその必要性を求めてきた中立的・第三者的な紛争調整機関の設置を具現化するものであることから妥当と認め、総員の賛成で原案を可決しました。

教育委員会委員選任

二月十六日の本会議において、市長から教育委員会委員の選任についての議案が提出され、議会では原案のとおり同意しました。選任された方は次のとおりです。

熊代徳彦氏（横須賀市在住）
なお、任期は前任者の残任期間の平成十二年十月十三日までとなります。



川喜多邸の整備について

川喜多邸の整備については、第三次鎌倉市総合計画前期実施計画に位置づけられるとともに、平成八年に（仮称）川喜多記念館基本構想が、平成十年には基本計画が策定されるなど順調に進行してきましたが、その後、本市の厳しい財政事情により、後期実施計画に先送りされました。このような中、議会では昨年の十二月定例会の一般質問で、側においてさらに検討・整理を要する点が認められるので当該議案を撤回したい旨の申し出があり、委員会はこれを承認しました。その後、各委員からの予算議案等に対する意見が述べられ、採決に入りました。その結果、一般会計予算は可決同数となり、委員長裁決により否決、下水道事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計予算は多数の賛成により可決、その他七特別会計予算及び条例関係議案については、総員の賛成により可決すべきものとし、審査をすべて終了しました。

予算の提案に際し、市長から所信と施策の概要について説明がありました。市長は「厳しい財政状況の中で市民生活へ及ぼす影響を最小限に抑えるように努めるとともに第三次総合計画前期実施計画の最終年度に当たることから、事業の着実な推進を図れるよう、予算編成に努めた」とし、市政の重要課題「介護保険制度の導入」「こみ半減計画の推進」「少子化対策の充実」「行財政改革の推進」の四つを挙げて考え方と取り組みを説明し、緊縮財政下ながらも、夢の持てる二十一世紀の鎌倉を築かなければならないとしました。そのため求められているものとして「公助・共助・自助」の三つの精神（行政や議会で行うべきことは公助、地域社会でできることは共助、個人や家庭でできることは自助）を挙げ、それぞれの精神をもつて、限られた財源を最大限有効に生かし、地域づくりを推進しようという考え方であり、予算の性格を「三助支えあい型予算」としました。

その後、予算案に盛り込まれた主な事業を第三次鎌倉市総合計画の将来都市像の実現に向けた「六つの将来目標」に沿って説明しました。

市長は地方分権推進に当たり地方の自主性、自立性強化のため、地方税源等の充実強化が不可欠であるとし、国への改善の働きかけ、新たな財源確保策の検討を行う考えを示したほか、二十一世紀は「官民協働型社会」となり、将来ビジョンを見据えた行財政運営を行わなければならない、本予算案はこのような視点に立ち、さらに行財政の見直しを行い、全庁を挙げて取り組んだ結果であるとして理解を求めました。

以下、新年度の主な事業は：
【人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち】
○平和推進事業 人権問題啓発事業実施○新かまくら女性プラン策定○国際政策の推進○敦煌市に市民号訪問【歴史を継承し、文化を創造するまち】
○世界遺産一覽表登載をめざした土木遺構調査○国指定史跡永福寺跡三堂裏山林の修景整備○国指定史跡東勝寺跡等の買収○文化財保護法施行五十年記念特別展開催（鎌倉国宝館）○（仮称）文化のマスタープラン策定○旧川喜多邸・旧華頂宮邸の一般公開拡充○川喜多記念館

建設等基金の設置○高田博厚生誕百年記念展の開催【都市環境を保全・創造するまち】
○緑の基本計画の推進（緑政審議会開催、自然環境調査）○緑地保全基金への積立○保存樹林の指定と緑地保全契約事業の推進○（財）鎌倉風致保存会支援○緑のレンジャー事業の充実○鎌倉中央公園（第二工区の整備工事、用地取得）○鎌倉海浜公園由比ガ浜地区の整備○公園愛護会や街路樹愛護会の充実○こみ減量化・資源化の推進（ペットボトル分別収集、植木剪定材の堆肥化促進、生ごみ処理容器購入費助成、小学校・集合住宅生ごみ処理機導入）○ダイオキシン類恒久対策（名越クリーンセンター改修工事）○こみ処理広域化（調査研究、実施計画策定に向けての取り組み）○大気中等のダイオキシン類測定○焼却残さの全量溶融固化処理○一般廃棄物処理施設建設基金への積立○景観形成地区の指定、地域の景観形成活動支援○広告物等の景観誘導【健やかで心豊かに暮らせるまち】
○介護保険事業実施○生活支援型ホームヘルプサービス、生活支援型デイサービス、介護に必要な紙おむつの助成、ホームヘルプサービス利用の低所得者への助成の実施○配食サービス事業の充実○特別養護老人ホーム二カ所及び老人保健施設二カ所整備支援、第二中学校区ケアセンター建設、在宅介護支援センター四カ所の整備○公衆浴場福祉設備改造費助成○公立保育園改修、私立保育園分園整備○地域育児センター拡充（私立保育園への助成、公立保育園全園実施）○子育て支援センター設置○総合的な学習の推進○教育相談の充実○学校施設の耐震補強（御成中）○校舎のバリアフリー化（御成中エレベータ設置）○小学校プール建設準備（小坂小）○市民の生涯学習支援○図書館視聴覚資料の充実○文学館特別展開催○（仮称）鎌倉南部青少年会館建設、子ども会館、子どもの家の併設○（仮称）山崎地区屋内温水プール建設手法の検討【安全で快適な生活が送れるまち】
○自主防災組織活動支援○大船消防署庁舎の耐震改修工事○消防車両の整備○救急救命士の育成○既成宅地における防災工事助成○市民の自主的なまちづくり活動支援○（仮称）古都中心市街地総合整備構想の推進○深沢地域のまちづくり（用地取得、早期事業化への取り組み）○鎌倉海浜ベルト総合整備構想推進プログラム策定○地区交通計画策定に向けた検討○福祉型借上市営住宅の供給（畚田地区）○建築紛争調整制度の創設【活力ある暮らしやすいまち】
○ホームページの充実○腰越漁港改修に向けた検討・調査○商店街の空き店舗の有効活用の検討に助成【基本計画の推進に向けて】
○鎌倉ケーブルテレビを活用した市政情報番組の充実、市民チャンネル開設に向け市民ボランティアによる番組制作○市民活動センターの充実※各会派の評価と見解を二・三・四面に掲載しました。（以下、表は予算総括表、一般会計の目的別内訳及び財源内訳）

平成12年度予算総括表					
(単位：千円、％)					
会 計 名	平成12年度当初予算額	平成11年度当初予算額	比 較	伸び率	
一 般 会 計	51, 586, 200	52, 768, 400	△1, 182, 200	△2. 2	
特 別 会 計	下 水 道 事 業	9, 834, 800	10, 793, 400	△958, 600	△8. 9
	大船駅東口市街地再開発事業	393, 900	441, 000	△47, 100	△10. 7
	国民健康保険事業	11, 369, 200	10, 663, 000	706, 200	6. 6
	老人保健医療事業	17, 808, 900	17, 046, 000	762, 900	4. 5
	交通災害共済事業	41, 500	41, 200	300	0. 7
	勤労者福祉共済事業	29, 200	32, 300	△3, 100	△9. 6
	競 輪 事 業	5, 749, 000	5, 760, 000	△11, 000	△0. 2
	公共用地先行取得事業	1, 370, 900	1, 228, 300	142, 600	11. 6
	介護保険事業	5, 740, 000	0	5, 740, 000	皆増
	特別会計合計	52, 337, 400	46, 005, 200	6, 332, 200	13. 8
総 合 計	103, 923, 600	98, 773, 600	5, 150, 000	5. 2	

一般会計の目的別内訳			
(単位：千円、％)			
区 分	平成12年度当初予算額	金 額 構 成 比	
議 会 費	452, 267	0. 9	
総 務 費	7, 562, 616	14. 7	
民 生 費	10, 969, 934	21. 3	
衛 生 費	6, 251, 504	12. 1	
労 働 費	523, 481	1. 0	
農 林 水 産 業 費	129, 630	0. 3	
商 工 費	497, 225	1. 0	
観 光 費	214, 508	0. 4	
土 木 費	10, 015, 539	19. 4	
消 防 費	2, 849, 053	5. 5	
教 育 費	6, 504, 443	12. 6	
公 債 費	4, 566, 000	8. 8	
諸 支 出 金	1, 000, 000	1. 9	
予 備 費	50, 000	0. 1	
合 計	51, 586, 200	100. 0	

一般会計の財源内訳			
(単位：千円、％)			
区 分	平成12年度当初予算額	金 額 構 成 比	
自 主 財 源	市 税	34, 500, 000	66. 9
	分担金及び負担金	347, 989	0. 7
	使用料及び手数料	829, 352	1. 6
	財 産 取 入	130, 917	0. 2
	寄 附 金	237, 342	0. 4
	繰 入 金	1, 855, 052	3. 6
	繰 越 金	600, 000	1. 2
依 存 財 源	諸 収 入	1, 946, 987	3. 8
	計	40, 447, 639	78. 4
	地 方 譲 与 税	30, 000	0. 6
	利 子 割 交 付 金	860, 000	1. 7
	地 方 消 費 税 交 付 金	1, 550, 000	3. 0
	ゴルフ場利用税交付金	36, 000	0. 1
	特別地方消費税交付金	1, 000	0. 0
	自動車取得税交付金	450, 000	0. 9
	地 方 特 例 交 付 金	1, 600, 000	3. 1
	地 方 交 付 税	30, 000	0. 0
	交通安全対策特別交付金	30, 000	0. 0
	国 庫 支 出 金	2, 622, 619	5. 1
	県 支 出 金	1, 846, 342	3. 6
	市 債	1, 812, 600	3. 5
	計	11, 138, 561	21. 6
合 計	51, 586, 200	100. 0	

清新会は、平成十二年度予算案に対し、一般会計予算には反対、他の諸議案については賛成しました。以下、次に述べることについて強く指摘しました。

【財政調整基金・財源確保について】
本市の財政状況は、長期化する我が国経済の低迷に連動するがごとく深刻な状況であります。特に財政調整基金は、昨年の十一億円から、本年は七億円減の四億円となっております。これは市民が一日当たり百十万円、一人当たりに換算すれば、二千四百円と、まさにお手上げ状態の数値であり、これで市としての役割が果たせるのか、不安を感じざるを得ません。清新会は、これまでも地震等自然災害に対する市の取り組みについて、議会で指摘し要望をしまいましたが、財政調整基金は言うまでもなく、災害等の突発的な支出や不測の事態に備えるためのものであり、市民に防災意識が高まる中、財政調整基金のさらなる上積みができなかったのか、市の取り組み姿勢はあまりに消極的と言わざるを得ません。こうしたことから、本予算は危機管理意識の欠如が露呈された予算であると言えます。また、財政については、景気の低迷及び恒久的減税、法人税率の引き下げ、さらに土地の負担調整措置の影響など、さまざまな要因があるにせよ、新たな財源確保の努力が必要であります。市長は提案説明においても、強い決意で財源確保に努めると述べておりますが、代表質問でもそれに対する明確な答弁は得られず、努力不足が本市における予算に現れていると言えます。毎年度の予算の減少は認識されているはずであります。早期に財源確保に向けた取り組みを行うべきであり、強く要望しておきます。

【緑地保全基金について】
緑地保全基金の問題は市の重要課題として、さまざまな議論がなされ、いまだに保全策が示されぬまま今日に至っている経緯があります。特に、五十三億円となる緑地保全基金は、都市林としての広町緑地の買い取りには使わないとの考えが示されました。保全基金の目的につい

ては、十二分に認識しているところであり、それならば現在の厳しい財政状況を考えると、緑地保全基金を取り崩し、他の施策を積極的に推進するような弾力的な運用を図るべきであります。それは一律五％シリーングにより、先送り、あるいは凍結を余儀なくされた施策をも活性化させる原動力となると考えます。この点については特に強く要望しておきます。

【民間活力の導入について】
民間活力・PFIの導入について、清新会は、山崎地区の温水プール建設をめぐる問題等を通じ、昨年から強く要望してきたところであります。PFIの導入に關しての資金調達、契約方法、技術面等の調査委託は、全て委託先に任せっきりという感じがあり、その姿勢に積極性が全く感じられません。このことは、現在幾つかの事業で行っている管理業務委託をはじめ他の委託業務でも同じことが言えます。本市には、優れた人材が多数いると認識しておりますが、コスト、技術指導などあらゆる面で指導性を発揮し、民間活力導入に向け、新たな取り組みを早急に行うべきであるということを指摘するものであります。

【市民健康ロード計画について】
市民健康ロードの整備に要する経費が、本予算では何一つ計上されておりません。何のためにあれほど時間と労力をかけて議論した末に策定された行政計画なのか、全く理解できないのであります。こうした重要課題についてはきちんと予算措置を行うとともに、専属の担当職員を張り付けるなどの取り組みを早急に行うべきであります。しかるにそうしたこともなされないとすることは、保全のためのボーイズだったと断じざるを得ません。緑地保全基金の対応を含めた施策を早急に行うべきであります。

【法人団体等へのサポート体制について】
本市が出資している団体は各種あり、それぞれ差異があるものの自立性に欠けています。自主運営をめざすため、これら団体に対し、経理・管理面からのサポートする体制が不十分であり、より一層の努力を切に要望するものであります。

清 新 会
野村 修平 大木 佐敏

公明党

新年度予算に対する評価と見解

公明党は、平成十二年度鎌倉市一般会計予算外十三議案のすべてに賛成いたしました。その基本的見解と重点事業についての意見、要望は次のとおりです。

【基本的見解】

平成十二年度予算は、我が党の運動方針と同じく、公助、共助、自助の三つの精神をもった三助支えあいの姿勢を示しています。市民の皆様から託された税金が市民生活にいかに関与する、効果的に使われるのか、行財政改革が積極的に行われているのか等を踏まえ、審議しました。

【行財政改革について】

人件費等経常経費の削減は「かまくら行財政プラン」で推進は図られているものの、平成十三年度に開始される鎌倉市総合計画後期実施計画の策定を進める上で、同プランで示されているバランスシートの作成や行政評価手法の早期導入と財政分析が必要であると主張しました。

【商工業等地域振興について】

中小企業の回復なくしては、日本経済の本格的回復はありません。我が党は、国政や地方にあつてもその発展推進を図っています。鎌倉市においても、中小企業融資制度の条件緩和を主張し、ベンチャー企業の育成支援策の拡充を提案しました。また、文化行政と商工業行政において、市民・事業者等が一体となって地域産業振興策など新たな産業創出に積極的に取り組む必要性を主張しました。

【保健福祉対策について】

措置制度から利用者選択の福祉制度に大きく転換していく中で、きめ細かな行政対応を主張しました。一点目に、子育て支援について、児童手当の拡充・保育園待機児童の解消・子育て支援センターの開設を評価し、ファミリーサポートセンターの整備・児童虐待防止策を要望しました。二点目に、介護保険制度・成年後見人制度・地域福祉権利擁護事業等の円滑な導入を、三点目に身体障害者養護施設設置に向けての市の積極的な働きかけを要望しました。四点目として、痴呆症対策の切り札として十分顕正されているグループホーム事業の早期導入を要望

しました。最後に、「仮称」保健医療福祉センターの整備について、市民病院建設が自紙になった以後、建設に向けて準備を進めるとしていますが、我が党は市民の健康・福祉の増進のためには必要不可欠の事業として、その立ち後れを指摘しました。今年度は、規模・機能を含めた最終案をまとめるのものを評価し、早期建設に着手するよう主張しました。

【海浜ベルト総合整備構想について】

鎌倉市の貴重な財産としての海を大いに生かすべきであり、今年度は推進プログラムを策定することですが、同総合整備構想の着実かつ積極的な取り組みが必要であると主張いたしました。

【ごみ対策について】

本市のごみ対策については、市民の皆様意識も高く、他市に比べ分別収集も成果を上げています。ごみ問題は、生産者・事業者・市民・行政が一体となって取り組むべき重要課題です。ダイオキシン類恒久対策にかかわる名越クリーンセンターの改修工事は、多大なご心配をおかけする周辺住民との合意形成、ごみ半減計画を達成するためのさらなる分別収集の推進が必要であると要請しました。

【社会教育について】

生涯学習新プラン策定に当たり、学習によって得た効果を生かし、地域の諸活動に積極的に参加するような社会を構築するための生きた生涯学習振興を基本に据え、策定することを提案いたしました。

【学校教育について】

新しい教育改革の方向性が打ち出されました。多くの方のご意見をいただきながら鎌倉市の教育ビジョンを策定していく必要があります。新時代に向けての教育目標の改定、学校評議員制度の円滑な導入を要望しました。中学校においては、持参弁当・購入弁当の併用型方式の早期実施を主張しました。

公明党は、福祉行政の推進とともに、むだゼロ、ごみゼロ、エゴゼロの三ゼロ社会の実現を重要なテーマとして掲げ、責任ある政策の実現が市民生活の明るい展望を開くものとして全力で取り組んでいます。

公明党鎌倉市議会議員団
藤田 紀子 野島 吉郎 福岡 健二

市政クラブ

新年度予算に対する評価と見解

市政クラブは、平成十二年度鎌倉市一般会計予算外十三議案すべてに対して賛成いたしました。平成十二年度予算案は引き続きバブル経済の後遺症と不景気、中央政府の恒久減税政策があいまって四年連続の税収減となりました。平成十二年度の一般会計予算は昨年度比二・二％減で額にして五百十五億八千六百二十万円です。厳しい税収環境の中で私たちは活力ある安心できる社会をつくるため、次の諸点について特に要望しました。

【人口増加策について】

本市の人口は昭和六十三年以降、減少の傾向が継続していましたが、住宅政策が功を奏して平成十二年は増加に転じました。しかし、樂觀して気を抜くことは許されず、特に若年ファミリー層の定住策として家賃の補助など、若年ファミリー層に光を当てたものにするよう要望いたしました。また、柏尾川沿いに環境に配慮した企業の誘致を行うことにより、税収の増加を図ることも要望いたしました。さらに、保育園の待機児童対策では、年間を通じて待機児童が出ないよう強く要望したところでもあります。

【行財政改革について】

行財政改革では、人口増加を図るとともに一方で事務事業の見直し、ＯＡ化の深化、公共施設の運営の民間委託化、職員数の適正化、提案制度を活用し、「行財政改革」に資する提案に対しての思い切った褒賞の実施、事業の官民協働事業化、まちづくりにおけるＰＦＩの導入、「かまくら行財政プラン前期実施計画」の速やかな実施と徹底、進捗管理を市民参加も得て実施することなどを要望しました。

【介護保険導入と高齢者保健福祉計画】

介護保険では、情報の周知徹底と開始後の適正な運営、特に利用者の立場からの、かまくら地域介護支援機構におけるサービス調査委員会の充実強化を要望しました。さらに、元氣な高齢者がいきいきと地域で活躍できるよう公民館、体育館、老人福祉センターなどでの利用者中心の運営の実施、老人クラブの活性化やシルバー人材センターの強化発展（仮称

保健医療福祉センターの早期設置を要望しました。新「鎌倉市高齢者保健福祉計画」の進捗管理では、市民参画も得て、しっかり管理することなどを要望したところであります。新生活元年とも言える今年は、特にきめ細かな監視をしていきます。

【環境自治体の徹底】

本年度から、ごみの全量再資源化、つまり「焼却残さの溶融固化」による資源化が実行されることは特筆すべきことです。有害物質が流れ出さないよう注意深く定期的検査をすべきと要望しました。さらに、クリーンセンターのダイオキシン対策、広域化計画の進展を踏まえ、きめ細かな施策の展開を要望いたしました。また、平成十四年度までにごみ半減化という至上命題の達成に全力を尽くすとともにパッカー車の排ガス規制化、ディーゼル車の直噴型を改め、低公害型の車の購入などを要望しました。広町・台峯の緑地保全では、その現実的保全策を要望し、さらに、環境教育の重要性にかんがみ、環境教育の徹底を小学校へ求めました。

【まちづくりについて】

財政厳しい折、大船や深沢のまちづくりは民間の力を誘導すべきです。ＪＲ大船駅北口が開設するかもしれない状況の中で、大東橋付近のまちづくりは、緊迫感を増しています。また、芸術館周辺では、鎌倉女子大学とまちと行政が協働して新しいまちづくりをすべきと提言しました。さらに、ＪＲ大船駅西口整備、大船西鎌倉線のこ線橋の安全対策と早期架け替えを特に強く要望しました。また、城廻地区、二階堂地区、浄明寺ハイランド地区のミニバス運行の早期実現を要望しました。深沢の日本鉄道建設公団用地の早期買収や大船南部まちづくりも早急に取り組むよう要望しました。

【地方分権について】

既に四月から地方分権制度がスタートしています。中央政府と地方自治体との関係は、主従関係・上下関係から対等平等の関係に移りました。市民の自己決定権の下、真の市民主体のまちづくりが行われるよう要望いたしました。

市政クラブ

古屋 嘉廣 大村 貞雄 前野 正司
岡田 和則

鎌倉同志会

新年度予算に対する評価と見解

議会や土地開発公社に対しては、当該土地を市民農園用地として先行取得すると報告しておきながら、実は「公有地の

鎌倉同志会は平成十二年度一般会計予算外十三議案について、一般会計予算には反対、他の諸議案については賛成いたしました。代表質問から予算委員会まで一貫して主張してきたことは「現状を打破せよ」「行政革命を起こせ」でありました。そして、現状を打破し、行政革命を起こすべく多くの提案を用意し、それに基づいて質疑を行いました。

質疑の中で、さまざまな問題が発覚しましたが特に重要であった五点について指摘します。

【委託料は適正か】

これまで鎌倉市の各施設の維持管理のための手数料、委託料はほとんどが三事業者からの見積もり合わせによって契約されていました。この現状を競争性、公平性を高める契約方法に変更すべきであるという鎌倉同志会の主張が全面的に受け入れられました。単年度ごとの三事業者からの見積もり合わせを廃止し、複数年契約の競争入札にすれば、まず落札価格が下がります。そして競争性、公平性、透明性が高まります。しかし、今までなぜ改革できなかったのか。それは今までの契約方法が、ある意味で特定の事業者の既得権益になっていたのではないのかと指摘せざるを得ません。

【職員が勤務時間内に入浴！】

鎌倉市の職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時であるにもかかわらず、その勤務時間内の午後四時三十分から職員が日常的に入浴している事実が明らかになりました。各部署の所掌事務の中に勤務時間内に入浴があるはずもなく、職員の勤務規定の中にも勤務時間内に入浴はあり得ません。この事実について鎌倉同志会はその正を強く求め、職員としてあるべき勤務状況に戻すことを理事者に問うたところ「現状を見直す」との回答がありました。現状が打破され、行政革命の一步がしるされたと言えます。

【幻の二階堂市民農園】

今回、明らかになった問題として、二階堂の市民農園用地の事案があります。拡大の推進に関する法律の適用を受け、ために都市計画道路「腰越大船線」用地買収の代替地として取得されていたというものです。しかし竹内市長は「代替地として取得する」という報告は受けていないし、そのような決裁をした覚えもない」と答弁しました。もしそうだとするならば、有印公文書偽造という犯罪にも当たる行為が行われた可能性まで検証しなければならぬ大変な問題です。また、金額的には二億円もの不動産取得に関わる事案であり、毎年三百五十万円もの利払いを負担していることから、真実を市民・議会に明らかにするべきです。

【えっ、まさか！ 市外のごみを市内に搬入！】

笹田エコステーションの資源ごみ回収事業において、鎌倉市資源回収協同組合は鎌倉市内の資源ごみ回収に限定して行財政の目的外使用を認められ、無料で市の土地を借りているにもかかわらず、市外から資源ごみを搬入していた事実が発覚しました。理事者から今後はこのよう市外からのごみ搬入がないよう指導することが約束されました。また、組合運営についても適切な指導を行うべきです。

【広町の緑地に緑地保全基金を 使わないと市長答弁】

竹内市長は広町の緑地を「都市林」として都市計画施設である都市公園に位置付けた場合、その用地取得に緑地保全基金を使う考えがないと答弁しました。このことはトラスト運動をしてまでも保全の資金を確保しようと努力している市民団体や、広町の全面保全を願う市民からみれば、竹内市長はどうやって広町を守ろうとしているのか全くわかりません。以上五点の検証によって、竹内市政では市民の信頼回復が到底不可能です。別人をもって成し遂げてもらうしか、他に方法はないと判断いたします。

鎌倉同志会

伊東 正博 白倉 重治 嶋村 速夫
松尾 英洋 本田 達也 高橋 浩司

新年度予算に対する評価と見解

社会民主・市民会議

システムの運営」「ダイオキシン類恒久対策」「減量化・資源化の推進」「焼却残さの溶融固化」などの事業のほか

社会民主・市民会議は二〇〇〇年度、鎌倉市一般会計予算並びに提案されましたすべての議案に賛成いたしました。以下、その理由と見解を明らかにします。

【財源の無い地方分権】

地方自治制度始まって以来の大改革と言われる「地方分権一括法」が施行され、国の機関委任事務が廃止となり、自治事務が増加しました。しかし基礎自治体の課税自主権が伴わない、いわば、国のさじ加減しだいのままでは国と地方が「対等・協力」の関係にはなれません。介護保険制度やごみ処理対策などの財政負担は大きな割合を占め、市の財政を圧迫しています。

こうした状況を踏まえ、私たちは「限られた市財源の効果的な配分」や「事業の効率的な執行」と「市民生活に密接な分野に重点を置いた施策がどのような予算に反映されているか」の視点を中心にして予算の審査を行いました。

【予算の総額は五・二％の増】

鎌倉市の財源の枢要を占める市民税は引き続き景気の低迷により、個人・法人税の減収や税制改正などの影響で、主要税目で前年度を大きく下回る五％の減収が見込まれています。一般会計予算は後に述べる「かまくら行財政プラン」に基づく行財政改革を盛り込み、経常経費の大幅な削減などを図る中、二・二％の減特別会計を合わせた予算総額は、新たな介護保険事業の特別会計もあり、全体では前年度当初予算と比較して五・二％の増額となっています。

【四つの重点課題について】

①介護保険制度については、約四千人の対象者の認定作業を行い、利用者の介護サービス計画・ケアプランを作成するケアマネジャーの確保など、サービスの供給体制を整え、低所得者に対する負担軽減を運用の中で行うとしています。ほかには特別養護老人ホーム、老人保健施設（それぞれ二カ所）の整備とケアセンタールの整備などの予算が盛り込まれたことなどを評価しました。

②ごみ処理対策については「新分別収集

新年度予算に対する評価と見解

日本共産党

進むか疑問です。名越の一歩化に当たっては一日の処理能力七十五トン一戸で間に合う資源化・減量化を図るべきです。市

日本共産党鎌倉市議会議員団は、平成十二年度鎌倉市一般会計予算議案等のうち、下水道事業特別会計予算は使用料に消費税が転嫁されていること、一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計には以下に述べる理由で反対、他の諸議案には賛成しました。

【真の行財政改革は、市民要求・職員の実知の結集・職員参加で！】

市税収入は不況と減税政策等で昨年より十八億円も減収です。こうした中で予算編成は、重点をはっきり示し、職員総参加のもと、深い論議を重ねることが肝要です。ところが市長はあらゆる課題について、廃止・停止・縮小・統合・委託・人件費抑制と一律五％カットを厳命、出来上がった予算は生気がなく、重要な課題に大きな欠陥があります。

保育園の民営化の例に見られるように、単なるコストでは計れない事業をコストを最上の物差しとして民営化しようとしています。これは「行革」を通じて福祉を切る姿勢の現れです。市民に尽くす市政をめざすべきであり、上から一方的に決めるやり方は改めるべきです。

【保険あつて介護なし―基盤整備の遅れ深刻―責任を持って整備を！】

四月から介護保険制度がスタートしましたが、鎌倉市の基盤整備は県下最低で、この遅れを招いた市長の責任は重大です。市は新たに平成十六年度までの計画を立てましたが、新年度はこの計画をやり遂げる内容となっていない。稲村ガ崎の市土地開発公社所有地に特養ホーム建設の準備や、材木座の千代田区臨海学園をデイサービスや保育園、障害者施設など福祉の複合施設として活用するに必要な予算を組み、基盤整備の深刻な遅れを早く取り戻すよう提案しました。また、市独自の介護保険料・利用料の減免制度を創設するよう要望しました。

【ごみの資源化・減量化に本腰を入れた取り組みを！】

名越クリーンセンターの炉は既に十八年間使用し、老朽化し、ごみの広域化計画も見直しすべき点多く、予定どおり

新年度予算に対する評価と見解

ネットワーク・鎌倉

聴導大同伴を許可し、入り口に表示する働きかけなど、啓発活動を促しました。【子育て支援の連携を】

少子高齢化社会に向けて、ノーマライゼーションの考えに立ち、障害者、高齢者など弱者が地域で暮らしやすい仕組みづくり、普通の生活を支える福祉メニューを豊かにすることが大切です。神奈川県ネットワーク運動・鎌倉は、福祉を充実させて老後の不安を取り除くことにより消費不況を解消し、介護や子育ての社会化を進め、男女がともに経済や地域社会を支え合う時代を切り開きたいと考えます。

平成十二年度一般会計外諸議案に対しては、すべてに賛成しました。昨年に比して市税の五％減という厳しい財政状況の中、市民サービスへの影響を最小限に抑えた姿勢を評価しながらも、主に次のことを要望しました。

【参加型で中負担・高福祉の実現を】

介護保険制度の施行に伴い、福祉の基盤整備への対策が急務です。特に痴呆性高齢者とその家族にとつて、デイサービスの不足は深刻な問題です。民間の空き家や社員寮など既存施設を活用したデイサービスやグループホームの事業に改築費等の支援をし、NPOなど多様な団体の運営を可能にする制度づくりの必要性を指摘しました。社会保障制度が大きく変わろうとする中、これからの行政の役割は、直接にサービスを提供することよりも、市民の側に立つてサービス提供団体と契約・監督すること、また、サービス提供団体を支援・育成することです。高齢者や障害者が適切な負担で良質の福祉サービスを受け、誇りを持って生きられるよう目配りすることが重要と考えます。四月から施行された地方分権一括法を契機に、全国一律の福祉から脱却して、鎌倉独自の市民参加型による中負担・高福祉をめざすことを要望しました。

【障害者の生活支援サービスの充実を】

通学介助を含めた障害者の移送サービスの充実とともに、聴覚障害者の支援サービスである要点筆記、障害児の保護者に休息時間を提供するレスパイトサービスの取り組みについて、サービス提供主体への支援、育成する制度の拡充を要望しました。また、公共施設や店舗への

子育て支援センター設置に伴い、関連機関のみならず、関係各課の理解と連携の重要性を指摘しました。また、子育てサロンの場として子ども会館の活用や、子育て情報のネットワークづくりへの市の後押しを促しました。また、公営、民営を問わず、子どもの権利を尊重したさらなる保育の充実を要望しました。

【地域の教育力を生かした総合学習を】

新教育過程に伴い、地域の人たちとの交流から学ぶ「ふれあい学習」を進め、「自分で課題を考え解決する方法を見つける」力のある子どもを育て、「自分の頭でものを考え、意見を表明できる人間、他者の意見や権利を尊重できる人間」をめざした公教育を要望しました。

【ダイオキシン類恒久対策とごみの半減化実現を】

ダイオキシン類恒久対策に向け、名越クリーンセンター周辺の住民に対して理解を得る努力を精力的に行い、改修工事に着手しようとすることは評価しますが、恒久対策の成否を決めるごみ半減計画の実現に向け、さらに市民と事業者の啓発に十二分に努めることを要望しました。また、昨年度実験を行ったごみ収集車の二人乗車の本格実施の方針を評価し、今後もコスト削減に職員も努力しているという姿勢を市民に示すべきであると指摘しました。さらに、三浦半島四市一町で協議が進められている広域化計画については、ごみ減量への意識が弱くなる懸念から資源化・減量化の議論を徹底的に進めることを条件とするよう要望しました。

【大船駅東口再開発事業の後押しを】

ルミネビル以降、大船駅東口再開発事業第二地区については、基本構想の素案がようやくまとまったところです。地権者を取り巻く諸条件も経済状況も変化している中で、市が保留床を確保するなど積極策が必要です。そこで、大船支所や図書館・公民館の機能を再開発ビルに移すなど、市としても事業を進める後押しをするよう提案しました。

神奈川ネットワーク運動・鎌倉

社会民主・市民会議

和田 猛美 酒井 捷允 澁谷 廣美

一般質問

2月定例会では下記4名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにただすもので、下の表のとおり質問を行いました。ここではその一部を掲載しました。詳しくは5月下旬発行予定の本会議録を図書館等ご覧ください。

吉岡	和江…	○高齢者福祉の充実について(介護保険導入に向けて)
児島	晃…	○「日の丸」「君が代」問題について
伊藤	玲子…	○行財政改革の推進について
		○教育行政の諸問題について(国旗、国歌について)
前野	正司…	○緑保全について(広町・台峯の取り組みについて)○福祉サービスについて(教養センターの運営について、公共施設間の巡回ミニバスについて、消防職員及び団員による協力について)○まちづくりについて(大船駅周辺整備計画について、深沢地域周辺整備計画について、公共用地(未利用地)についてー中央公民館分館ほかー、温水プール建設についてー坂ノ下・山崎予定地ー)○公民館の運営について(自主運営化について)

日の丸・君が代について

学校における指導は

平成十一年八月に「国旗及び国歌に関する法律」が公布されました。政府は今回の法制化に当たって、我が国の国旗である「日章旗」と国歌である「君が代」は既に慣習法であるものを成文法として明確に位置づけたものとなりました。

今定例会では、学習指導要領に基づく国旗及び国歌の指導について、次のような異なる見解から質問しました。

【疑問を呈する見解から】

質問：国旗及び国歌の法制化については、国民的議論が十分に尽くされていない。教育現場における指導について、どのように認識しているか。

学校教育担当担当部長：国民の間でさまざまな意見があることは承知しているが、法制化の事実は尊重しなければならぬ。そのことを踏まえ、学

習指導要領に基づいて指導をしてみたい。

質問：君が代とは天皇の国であり、天皇の国が永く続くように祈った歌と解するが、生徒から憲法の主権在民の原則に反する内容ではないか、と質問されたらどう答えるのか。

学校教育担当担当部長：日本国憲法下においては、国歌君が代の「君」は、日本国及び日本国民統合の象徴であり、主権の存する日本国民の総意に基づくと天皇のことを指しており、君が代は、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国のことであり、君が代の歌詞もそうした我が国の永い繁栄と平和を祈念したものと解することが適当であるとの政府解釈を踏まえ、学習指導要領に基づいて指導して

まいりたい。

質問：教育の世界に政治的解釈を押しつけることはあってはならない。自由な民主的な討論を保障するという基本姿勢で指導に臨むべきではないか。

学校教育担当担当部長：教育活動を進めるに当たっては、教職員の共通理解を図り、一致協力して指導を行うことが必要であり、自由で民主的な討論は大変重要であるが、同時に学習指導要領に基づいて指導を行わなければならないと考える。

質問：憲法第十九条が保障している思想及び良心の自由に反する学習指導要領に間違いがあると考えるが、どうか。

学校教育担当担当部長：教員は法令や上司の職務上の命令に従って教育指導をすべきであり、学習指導要領に基づいて国旗・国歌を指導することは、教員の思想、良心の自由を制約するものでないと考ええる。児童・生徒に対しては、長時間にわたって指導を繰り返すとか精神的苦痛を伴うなどの内心にまで立ち入って強制をしようとする趣旨ではない。

質問：市長は、国旗及び国歌の法制化についてどのような意見を持っているか。

市長：日章旗・君が代については、長い伝統と慣行から各種の行事で掲揚、演奏されてきており、一定の定着を見ていると考える。今回法制化されたが、義務規定も罰則規定もない。強制をされる、強制ができるという性格のものでないかと考える。

【尊重すべきとする見解から】

質問：国旗及び国歌について、



定例会最終日に国旗が掲揚された議場

市議会議場における国旗掲揚に関する決議

国際社会において、日本人が諸外国の国民と交流し、友好を深め、平和を築くためには相互の文化や伝統を尊重することはもちろんのこと、国家や国民の象徴である国旗や国歌に対して敬意を表することは、国際人として当然のことである。

また、昨年の「国旗及び国歌に関する法律」の成立を契機として、学校教育においても国旗と国歌に関する指導については学習指導要領に基づき、音楽や社会等の授業を通じて国旗と国歌に対する正しい理解が促進され、国旗と国歌を尊重する教育が適切に行われることにより、次代を担う子供たちが国際社会で必要とされるマナーを身に付け、自国に誇りを持ち、国際社会において尊敬される日本人として成長することが期待されている。また、入学式や卒業式等においては、その意義を踏まえ、国旗掲揚及び国歌斉唱の指導が適切に行われるよう、その徹底が強く望まれている。

よって本市議会は、法を遵守するとの立場から、まずみずからが範を示すべく、市議会議場に国旗を掲揚するものである。

以上、決議する。

平成12年3月1日

鎌倉市議会

全員協議会を開催

「ごみ処理広域化の調査結果など

議案が提出され、多数の賛成により可決しました。〔※決議本文は別掲〕提出した議員から提案理由説明の後、提出者への質疑に続き、本議案を委員会に付託〔※文末参照〕をして真剣な深い議論を行うべきという動議が他の議員から提出され、採決を行った結果、本動議は少数の賛成により否決しました。その後、決議案に対する反対討論として、議場は多様な考えを持った市民の意見が反映される場であることや、教育現場への不当な干渉であるなどの意見が述べられた後、本議案の採決をしたものです。

※付託：本会議において議題となる議案等について所管の委員会等に審査を託すること。

【採択した陳情＝三件】

◇鎌倉市における小学校・中学校教科書採択制度の改善についての陳情

鎌倉市における教科書採択の適正化が図られるよう現行制度の再検討、採択経過の透明化などを願うもので、多数の賛成で採択しました。

◇(仮称)川喜多記念館建設実施についての陳情

(仮称)川喜多記念館の開館について平成十三年度からの第三次鎌倉市総合計画後期実施計画に位置づけ、着実に建設してもらいたいというも

議決した陳情

ので、総員の賛成で採択しました。

◇鎌倉グリーンリサイクル・植木剪定材堆肥化事業場の悪臭対策を求めることについての陳情

この陳情は横浜市戸塚区の住民から提出されたもので、関谷の植木剪定材堆肥化事業場から発生する悪臭の現状を調査し、防止対策を速やかにとつてほしいというもので多数の賛成で採択しました。

◇「不採択とした陳情＝一件」

◇バル企画による七里浜住宅地の環境破壊をストップさせることについての陳情

採決の結果、総員により不採択としました。

三月一日、議会全員協議会を開催し、次の報告を受けました。

◇横須賀三浦ブロックごみ処理広域化実現可能性調査結果

横須賀・三浦ブロックごみ処理広域化協議会(※文末参照)で平成十年度から二方年にわたり実施してきた調査結果をまとめたものです。

広域化の基本的な考え方に減量化・資源化、環境配慮、公平性、施設分担、効率性、区域処理の六項目を挙げ、広域処理システム案は当面のシステム案(平成二十一年度を稼働目標)と中・長期のシステム案の二つに分けて検討したとしています。

中・長期のシステム案は社会情勢の変化や技術革新等を注視し、改めて検討するとしており、当面のシステム案は基本処理の流れを、焼却などを行う中間処理、破碎選別、最終処分としています。また、およそ二十年から三十五年を稼働期間とする焼

却施設を設置している自治体の区域内には最終処分場を原則として置かないという考え方で検討した結果、実現可能性のある三つのシステム案が示されています。

今後の検討課題として、広域組織化へ向けた準備組織等の設置、住民の協力・参画、中・長期のシステムに向けた収集等の統一化準備技術開発のフォロー、新たな最終処分場確保に向けた調査・研究の実施、広域移行時の対応、資源化の推進、施設設置場所周辺住民への配慮などが挙げられ、今後実施計画等を策定する段階で検討していくとしています。

終わりに広く市民の意見・要望を聞くため平成十二年度早期に住民説明会を実施する予定であることが報告されました。

◇横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会：県のごみ処理広域化計画を受け、平成十年七月

にごみ処理をめぐるさまざまな課題に対応するため設立された。横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町から成る。

◇名越グリーンセンターダイオキシン類削減等対策工事に関する経過

この工事(平成十四年十二月一日から適用されるダイオキシン類の排出濃度の国基準を満たすために行うもの)に関しては議会に「名越グリーンセンター」への焼却炉一元化の決定を白紙に戻し、早急にごみ問題について全市民参画による行政・議会一体で話し合う組織の発足についての陳情」が提出され、平成十一年十二月定例会で多数により採択されていました。

市としてその後、陳情採択を重く受け止め、大町自治連合会などとの話し合いを通じ、理解と協力を得る努力をしてきた結果、工事について大方の理解が得られたこと、また、地元住民を中心に市民参画による新たな組織を設立することについては陳情者と話し合いを継続し、合意を得る努力をしていくことが報告されました。

地方分権関連議案を可決

自治事務など条例を整備

【地方分権一括法の概要】

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下、地方分権一括法）」が平成十一年七月八日、国会で可決成立し、一部を除き平成十二年四月一日から施行されることになりました。

地方分権一括法は地方分権を推進し、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、国は本来果たすべき役割（国家としての存立にかかわる事務や全国的に統一して定めることが望ましい事務、全国的規模や視点で行わなければならない施策や事業など）を重点的に担うものとし、国と地方が対等、協力、互恵の新しい関係、行政システムを構築するものとされています。

その主な内容は○国と地方公共団体の役割分担の明確化○機関委任事務制度の廃止とこれに伴う事務区分の再構成（地方公共団体の処理する事務が自治事務と法定受託事務―国が本来果たすべき事務で国がその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律またはこれに基づく政令で特に定めるもの―に再構成され、いずれも法令に反しない限り、条例制定が可能）○地方事務官制度の廃止○国関与の見直し○権限移譲の推進（国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲）○必置規制の見直し（廃止または緩和）○地方公共団体の行政体制の整備・確立（行政能力の向上、体制の整備確立を進めるため、自主的な市町村合併の推進、地方議会の活性化、特別市の制度を新設、中核市の指定要件の緩和など）となっています。

【今定例会に提案された関連議案の主な内容】

地方分権一括法の施行に伴い本市においても関連する条例等の整備が必要となりました。

今定例会において審議した地方分権一括法に関連する議案の主な内容は次のとおりです。

◎地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

地方分権一括法の制定により

改正された地方自治法をはじめとする法改正に伴うもので法律の引用条項の修正、用語整備の必要が生じた関係条例の整備を行うものです。

該当条例は……

鎌倉市福祉事務所設置条例・鎌倉市防災会議条例・鎌倉市まちづくり条例（それぞれ引用条項の修正・鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（機関委任事務廃止に伴う手数料の徴収についての新たな規定の設置など）

◎鎌倉市行政手続条例の一部改正

地方自治法などの一部改正に伴い、県の条例に規定された「事務処理の特例」に基づき本市が行うこととなる処分等について本条例の適用対象とするものです。（この内容のほか、成年後見制度導入による行政手続法の一部改正に伴う一部改正も併せて行っています）

◎鎌倉市腰越漁港管理条例の一部改正

河川法の一部改正により、準用河川占用に関する事項が法定

不動産取得議案を可決

鎌倉中央公園用地など

今定例会に不動産を取得するための議案二件が提出され、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

◎鎌倉中央公園第二区及び第三区用地

所在は山崎字東谷二〇二六番ほか四十五筆、地目は田、畑及び山林、面積は二万三千六百二平方メートル、価格は十二億九千六百七十三万二千二百八十六円、市の買収計画に基づき、都市計画公園鎌倉中央公園用地の一部を引き続き取得するものです。

◎市立御成小学校校舎の一部

鎌倉市学校建設公社が建設した市立御成小学校校舎及び体育



用地取得が進む鎌倉中央公園

正により規定の整備を行うものです。（漁港区域内の水域及び公共空地における土砂採取料、占用料の徴収に関する事務が自治事務とされたことによる徴収、減免、過怠金についての条項の新設など）

◎鎌倉市道路占用料徴収条例の一部改正

地方自治法の一部改正により本市が管理する道路、下水道等の占用等について関係条例の規定の整備を行うものです。

鎌倉市道路占用料徴収条例の名称を鎌倉市道路占用条例に変更し、広く占用に関する事項を対象とし、この条例から占用料の額の計算方法を引用している鎌倉市行政財産の目的外使用料条例、鎌倉市都市公園条例、鎌倉市下水道条例について整備などを行うものです。

◎鎌倉市手数料条例の全部改正

地方分権一括法の施行に伴い手数料を徴収する事務についてすべて条例に規定することとされたため、現行条例の全部を

工事議案を可決

今定例会に工事請負契約を締結するための議案が提出され、審議の結果、総員の賛成で原案を可決しました。

◎公共下水道（汚水）築造工事

大船西汚水幹線第五区

本件は平成十一年二月十五日に議決を必要としない契約（※文末参照）として締結した工事の契約金額を変更しようとするもので、変更後の契約金額が一億五千万円を超えるため今回新たに「工事請負契約の締結」として議会に提案されたものです。

施工区域の岩盤層が当初の想定と異なり、工法の変更、地盤改良の必要が生じたため工事内容を一部変更しようとするもので、当初の契約金額に二千七百七十五万四千六百五十円を増額し、一億七千四百七十五万四千

改正するものです。（併せて鎌倉市収入証紙条例、鎌倉市公文書公開条例、鎌倉市個人情報保護条例も一部改正）

◎鎌倉市犬の登録、狂犬病予防注射済票交付事務等に関する条例の制定

狂犬病予防法の一部改正により、国の機関委任事務として県が実施してきたものが市町村の自治事務とされたことに伴うもので、この事務に関して必要な事項を定めるものです。

このほか、鎌倉市火災予防条例、鎌倉市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正など議案十一件（十九条例）を審議した結果、そのすべてを総員の賛成で可決しました。

【鎌倉市議会会議規則の一部改正】

地方自治法の一部改正により議案の提出要件の緩和など必要の改正を行うもので、議員提案されたものです。総員の賛成で可決しました。

議会のホームページをはじめました

議会報編集委員会では皆様により議会を知っていただくため、インターネットを活用した広報を検討してまいりましたが、このたび、5月1日よりホームページを開設する運びとなりました。内容は私たち議員の横顔をはじめ、議会の役割、会議の流れ、傍聴方法、請願・陳情の出し方、日程などをわかりやすくお知らせしています。アドレスは…<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm> かまくらグリーンネットからもアクセスできますので、ぜひ、ご覧下さい。

補正予算を可決

一般会計 特別会計

介護保険円滑導入基金積立金追加など

今定例会に平成十一年度一般会計補正予算及び下水道事業特別会計など五特別会計の補正予算が提出され、審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

◇一般会計

補正の内容は歳入歳出いずれも二億二千九百万円を追加するもので、補正後の総額は五百四十三億四千八百九十万円となります。

歳入の主なものは職員の給与改定などに伴う所要の措置を行うほか、次のとおりです。

総務費：公共公益施設整備基金積立金の追加。

民生費：障害者医療に要する経費、高齢者福祉に要する経費、老人保健医療事業特別会計への繰出金、介護保険円滑導入基金への積立金の追加、生活保護扶助に要する経費、国民健康保険事業特別会計への繰出金の減額。

衛生費：健康診査に要する経費、じ

今定例会に平成十一年度一般会計補正予算及び下水道事業特別会計など五特別会計の補正予算が提出され、審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

土木費：がけ地対策に要する経費などの追加。

消防費：消防施設維持管理に要する経費などの減額。

教育費：小学校施設整備に要する経費、防災対策に要する経費、文化財保護整備に要する経費などの減額。

各特別会計の補正後の総額は次のとおりです。

◇下水道事業特別会計

百八億四千七百八十万円

◇大船駅東口市街地再開発事業特別会計

四億二千五百九十万円

◇国民健康保険事業特別会計

百七億三千六百六十万円

◇老人保健医療事業特別会計

百七十億九千九百十万円

◇公共用地先行取得事業特別会計

十二億八百五十万円

基準（工事請負は市にあっては予定価格一億五千万円以上）は、地方自治法施行令で定められ、市は条例でこれについて定めています。

長が決まったとのこと。税財源移譲なども含め、行政、市民と力を合わせ、さらなる地方分権に向け努力してまいりたいと思います。今回、議会も議案提出要件の緩和などを行いました。ホームページも開設し、より開かれた、バリアフリーの議会をめざします。

今定例会では分権一括法の施行に伴い提出された多くの条例制定、一部改正議案を議決しました。国の政・省令の遅れなどもあり、自治体の多くは法改正に伴う対応に追われ、本来の趣旨である独自の取り組み、特色を出すまでに至らなかったのが現状であり、本市もまた、例外とは言えないかも知れません。

しかし道はまだ半ば、地方分権推進委員会も引き続き、監視や検討のため一年間の延

委員長	藤田 紀子
副委員長	岡田 和則
委員	瀬谷 廣美
委員	高橋 浩司
委員	野村 修平
委員	吉岡 和江
委員	前田 陽子